

長野県犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案の概要

人権・男女共同参画課

| 項目 | 内容等 |
|------------------------------|-----------------------------------|
| I 総則 | |
| 1 目的 | 条例を制定する目的 |
| 2 定義 | 条例に用いる言葉の定義 |
| 3 基本理念 | 犯罪被害者等支援において踏まえる理念 |
| 4 県の責務 | 犯罪被害者等支援における各主体の責務 |
| 5 県民の責務 | |
| 6 事業者の責務 | |
| 7 民間支援団体の責務 | |
| II 基本的施策 | |
| 8 相談及び情報の提供等 | 犯罪被害者等への相談、情報提供等 |
| 9 心身に受けた影響からの回復 | 犯罪被害者等への適切な医療サービス及び福祉サービスの提供等 |
| 10 日常生活の支援 | 日常生活支援に関する情報提供、助言等 |
| 11 安全の確保 | 犯罪被害者等の一時保護、防犯に係る指導、個人情報の適切な取扱等 |
| 12 居住の安定 | 犯罪被害者等の県営住宅への入居における配慮等 |
| 13 雇用の安定 | 事業者の犯罪被害者等への理解を深める施策等 |
| 14 経済的負担の軽減 | 犯罪被害者等への経済的な助成に関する情報提供、助言等 |
| 15 損害賠償請求に関する情報の提供 | 犯罪被害者等が行う損害賠償請求についての情報提供、助言等 |
| 16 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供 | 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報提供等 |
| 17 県民理解の増進 | 教育活動、広報活動等による県民の犯罪被害者等への理解を深める施策等 |
| 18 民間支援団体に対する支援 | 民間支援団体に対する情報提供、助言等 |
| 19 支援に従事する人材の養成 | 支援を担う人材を養成するための研修等 |
| III 推進体制等 | |
| 20 支援推進体制等 | 関係機関と連携・協力する総合的な支援体制の整備等 |
| 21 支援に関する計画 | 犯罪被害者等の支援に関する推進計画の策定 |
| 22 個人情報の適切な管理 | 県及び支援従事者の情報の適切な管理 |
| 23 財政上の措置 | 必要な財政上の措置 |